

リバタリアンの想定する最小国家は個人の権利を侵害せずに成り立つのか

村上 聖弥

名列番号 093 学籍番号 1551020144

指導教員 足立 英彦

平成 31 年 1 月 17 日

論文要旨

国家のあるべき姿とは何か。国家の最も重要な役割は富の再分配であり恵まれない人々も最低限度の生活を送れるように救済することだと主張する人もいる。しかし国家の機能が肥大しすぎると国民の税負担は増え、富の再分配が不公平に行われていると感じる人もいる。国家の権力が強すぎると個人が国家の犠牲になることもある。するとなるべく国家の機能は少ない方が個人の権利は守られるのではないかと考えられる。

本論文では 1974 年に発表されたロバート・ノージック(1983-2002)の著作『アナーキー・国家・ユートピア』を読み解きながら、最小国家は個人の権利を侵害することなく成立するのか考えていく。最大限に個人の自由を認める立場であるリバタリアンのノージックは最小国家こそが個人の権利にとって最良の国家の形だと考えた。「暴力・盗み・詐欺からの保護、契約の執行などに限定される最小国家は正当と見なされる。それ以上の拡張国家はすべて、特定の事を行うよう強制されないという人々の権利を侵害し、不当であると見なされる」(i)と彼は主張した。その主張は正当なものであるのか考察する。

第 1 章ではアナーキー(無政府状態)、超最小国家を経て最小国家が成立する過程を説明する。第 2 章では個人の権利はなぜ不可侵であるのか検討していく。第 3 章ではが正当な所有権はどのようにして成立するのかについてのノージックの理論を説明し、なぜ富の再分配に強く反対したのか読み解く。第 4 章ではノージックの理論とは対立するリベラリズムの立場であるロールズの主張する理論との違いを明らかにし、ノージックのロールズ批判は正当であるのか検討する。第 5 章ではノージックが最小国家は様々な立場の人々にとっての理想的な場所、すなわちユートピアであると考えがそれは妥当であるか考える。

目次

はじめに

第1章 最小国家ができるまで

- 1.1 自然状態から保護協会へ
- 1.2 支配的保護協会
- 1.3 支配的保護協会と国家の違い
- 1.4 独立人と支配的保護協会
- 1.5 最小国家の誕生

第2章 なぜ個人の権利は不可侵なのか

- 2.1 功利主義への反論
- 2.2 積極的権利と消極的権利
- 2.3 付随制約
- 2.4 人間はなぜ手段ではなく目的として扱われるのか

第3章 所有の正義

- 3.1 ロックの所有権論
- 3.2 権原理論
- 3.3 パタン付き配分理論の誤り
- 3.4 所得税は強制労働と同じか

第4章 ノージックのロールズ批判

- 4.1 社会的協同
- 4.2 ロールズの正義の二原理
- 4.3 正義の二原理に対するノージックの批判
- 4.4 「値しないこと」へのノージックの疑問
- 4.5 ロールズの反論

第5章 最小国家はユートピアか

- 5.1 ユートピアの枠としての最小国家
- 5.2 ユートピアの問題点

第6章 最小国家は本当に個人の自由を侵害しないのか

- 6.1 ノージックの最小国家論のまとめ
- 6.2 最小国家が権利を侵害する可能性

おわりに

はじめに

80年代以降イギリスでは福祉政策による財政難から脱却するために「小さな政府」が目指され、公共サービスの市場化が進められた。公共サービスを民間委託したり市場の競争原理を取り入れたりして税収の支出を抑える「小さな政府」を目指す動きはアメリカ合衆国や日本を始めとした世界でも広がっていった。しかし現代でも不要な建設物を造るハコモノ行政や効果の薄い政策といった税金の無駄遣いともいえるような場面を度々目にする。そして国家に権力が集中しすぎると国民の自由に過度に干渉するという事態も過去に何度も発生してきた。日本の治安維持法(1925-1945)やカンボジアのポル・ポト政権(1975-1979)による思想弾圧など国家が国民の思想や行動を規制したために拷問や虐殺が行われ悲惨な状況に陥る例は歴史上数多く発生し、現在でもそのような国家は存在する。人々の権利を守るため国家の機能はどうあるべきか問い直す必要があるだろう。

そもそも国家が富の再分配という名目で強制的に税を徴収したり道路やダムなどの設備を作るために国民の土地を徴用したりすることは所有権の侵害であるとも考えることもできる。国民の所有権を一切侵害しない最小国家が最も理想的であるとロバート・ノージックは考えた。

ロバート・ノージックはリバタリアニズムの代表的論者であり、ロックの影響を受け所有権を人間の絶対的な価値であると考えた。リバタリアニズムとは政治的自由と経済的自由の両方を最大限に認める立場である。一方リベラリズムは政治的自由は最大限認めるが経済的自由については前者に比べ制約されやすいと考える。リベラリズムの代表的論者にはジョン・ロールズが挙げられノージックの理論の比較対象になることが多い。本稿ではロールズの理論も読み解きつつノージックの最小国家に関する理論は妥当であるのか考察していく。なぜノージックにとって最小国家が個人の権利を守るために最も優れた国家の形態であるのか、無政府状態や拡張国家に比べて本当に優れているのか追求していく。

第1章 最小国家ができるまで

1.1 自然状態から保護協会へ

ノージックは自然状態(無政府状態)から相互保護協会が形成されると考えた。国家の存在しない自然状態で人々は各人の理性に従って行動する。権利の私的執行は報復行為と賠償取立ての終わらない連鎖を招くことがある。そのような難点を克服するために複数の個人によって互いの権利を保護し安全を確保するための相互保護協会が形成される。保護協会では会員から防衛や権利実行の要請があれば全員がこれに応じる。しかし相互保護協会にも次のような問題点がある。1つは全ての者が要請があり次第待機していなければならないこと、2つ目が同一協会のメンバー間で争いがあった場合にはどう対処するべきかと

いう点である。

1つ目の難点については保護サービスを提供する民間企業が現れ、分業によって解決できるだろう。2つ目の難点については協会が不干渉政策をとる可能性もあるがそれではメンバー間の不和を醸成し更なる争いを発生させ、協会の分裂を招くだろう。それを防ぐために協会は裁判所のように何らかの手続きを持つことになる。

1.2 支配的保護協会

最初は地理的区域内で複数の保護協会が存立するが徐々に競争によってそのサービスの質は向上し、寡占や独占が進み1つの協会が1つの地域を支配するようになるだろう。クライアントにとっても多くの顧客を有する保護協会と契約した方がより手厚いサービスを受けられるため、ますます独占は進む。こうして支配的保護協会が誕生する。

しかし他の個人を侵害する外道機関も現れるかもしれない。もしこの外道機関がもっともらしい正義の主張を行わずにただ強奪を行うだけであれば人々は自分たちをそのクライアントではなく犠牲者とみなすようになるだろう。そのため外道機関が支配的保護協会になることはないと考えられる。

1.3 支配的保護協会と国家の違い

マックス・ウエーバーの伝統に従うと国家というのは一定領域内で実力を独占していることが必要条件だと考えられる¹。支配的保護協会は以下のような理由から国家ではないと言われる。1つ目の理由は完全には実力を独占していないためある人々に自力救済を許すように見えること、2つ目は領域内のすべての個人を保護するわけではないように見えることである。

1.4 独立人と支配的保護協会

これまで自然状態から個人の権利を守るための支配的保護協会ができるというノージックの理論を説明したが、地理的領域内のすべての人間が保護協会に加入するとは限らないため保護協会は未だ国家とは言えない。保護協会に所属しない人々を独立人と呼ぶが、支配的保護協会のクライアントと権利侵害に関わる問題が発生した場合にはどのように対処すべきか。それに関してノージックは以下のように論じた。

独立人が自分たちの権利が侵害されたとして保護協会のクライアントを処罰した場合、その処罰が不正なものであった場合にのみ保護協会は独立人を罰すればよいのか。しかし独立人の審査を待つまで協会は何もできないのならばクライアントは不正な処罰によって負傷したり死亡したりする可能性もある。また独立人の正義を実行するための手続きはど

¹ マックス・ウエーバー『職業としての政治 職業としての学問』10-11頁。

のようなものか分からないため信頼性に欠けるので保護協会のクライアントにとっては独立人の手続きに委ねることは危険である。誰でも違反者を罰する権利を有するが、処罰することができるのは権利侵害があったことを確認することができる最善の立場に立った者に限られる。独立人の手続きは他者に危害を加える可能性があるので禁止できる。これにより支配的保護協会が実力を独占するので最小国家の一步手前の超最小国家が誕生する。

超最小国家は実力を独占し保護費を支払う者にだけ保護サービスを提供する。だが独立人は自分の権利を侵害する者を排除する手段を禁じられるという問題が生じる。

1.5 最小国家の誕生

ある危険な行為を禁止する場合、その行為が本人の生活において重要な地位を占めるとき差別的不利益を賠償しなければならない。これを賠償原理と呼ぶ。

独立人の正義の実行をただ禁止するだけでは独立人は自らの権利を守ることができなくなり、重大な損害を負う。そのために支配的保護協会が賠償を行う必要がある。その最も安価な方法は独立人に対して保護協会のクライアントの間で生じる紛争を解決するサービスを保護協会が提供することである。独立人に対して無償で保護サービスを提供すれば元々のクライアントが保護協会から脱退して同じように無償でサービスを受けようとするのではないかという批判があるかもしれない。しかしそのようなことは大規模には発生しないとノージックは述べる。なぜなら賠償が行われるのは自分で保護を購入すれば差別的不利益を被る者だけであり、協会は独立人を対クライアントとの抗争からしか保護しないからである。

国家はその領域内の実力を独占すること、全員に保護サービスを提供することが必要条件である。支配的保護協会は他者に信頼性のない手続きを実行することを禁じ、独立人に対しても賠償原理により保護サービスを提供するので実力を独占し全員を保護することになり支配的保護協会は最小国家となることをノージックは証明した。ノージックの論じる最小国家が成立するまでの過程は人の意図とは無関係に成り立つ「見えざる手説明」と言える。

第2章 なぜ個人の権利は不可侵なのか

2.1 功利主義への反論

ノージックはなぜ権利の保護を国家の唯一の正当な機能であると主張しているのか。なぜ福祉や経済政策などの他の機能は権利保護よりも優先されないのか。ノージックの理論への疑問は功利主義的発想をもとに発生している。功利主義は社会全体の権利侵害を最小化することが目的であり、その目的は個人の権利を侵害されるような手段によって追求されている。しかし功利主義ではなく個人の権利が絶対であると考えれば権利保護のみを行う国家を正当化できるとノージックは主張した。他人の福祉に貢献するように個人に

強制することは個人の権利の侵害となり、一方で個人が必要としている物を他者が与えなくともそれは権利侵害ではないとノージックは考える。

ベンサムをはじめとする功利主義者は社会の利益とは社会の構成員の利益の集計である²と主張するがノージックはその前提が間違っていると論じた。社会全体の善のために一部の犠牲を忍ぶような社会的実体などは存在せず、存在するのは個々の人々だけであり他人の快樂が自身の苦痛を補うことはないから功利主義的発想で個人の権利が侵害されるのは許されない。

2.2 積極的権利と消極的権利

ノージックの理論をよく理解するために積極的権利と消極的権利の2つを区別する³。ある個人が何かすることについて積極的権利を持つということは相手方はその個人がある行為をするために必要なことを何でもするという義務を負うことを意味する。消極的権利とは他人に危害を加えられない権利を意味する。人が自分の生命、自由、財産について常に積極的権利を持つならば他の人々はある人のために常に何かをする義務を負うことになり、個人の権利は大きく侵害される。また全ての人が積極的権利を有するのだから互いの権利は対立することになり紛争状態は避けられない。そのため個人が他者と契約をした場合には個人は積極的権利を持つがそれ以外の権利は消極的なものであると解される。

2.3 付随制約

ノージックはさらに人々の権利は消極的なだけではなく行為の「付随制約」でもあると考えた。付随制約説からすると個々人の権利は他者の行為を制約あるいは阻止するものである⁴。人は特定の方法で他人を利用してはならないということを道德上の付随制約は規定している。これはカントの理論を基礎にしている。「定言命法の第二公式」と呼ばれる考え方であり、人は手段ではなく目的として扱われなければならないと論じる⁵。そしてこの制約は我々が個別の存在であることを反映しており、個人が社会全体の幸福を増やすために利用されるという功利主義者の主張に対抗する。

2.4 人間はなぜ手段ではなく目的として扱われるのか

だがなぜ人間は目的として扱われなければならないのか。他の動物との違いは何であるのか。人間は動物を道具として扱うが人間は道具として扱われない根拠はあるのか。

人間は高い知性を有するから特別であると言えるのか。知性のみが根拠であるなら仮に

² ジェレミー・ベンサム『道德および立法の諸原理序説』第1章4節。

³ ジョナサン・ウルフ『ノージック 所有・正義・最小国家』30頁。

⁴ ウルフ、1994、34頁。

⁵ イマヌエル・カント『道德形而上の基礎付け』133-6頁。

人間より高い知性を持つ生物が現れたなら人間はその生物のために利用されてもよいことになる。ノージックは次のように述べた。人は自分の生き方について長期的計画を立てる能力を持ち人生に意味を付与することができるからその生き方を最大限に尊重しなければならない。しかしなぜ意味ある生は特別に扱われなければならないのかという新たな疑問が浮かぶ。ノージックも明確には答えていない。

動物の生は全て本能に基づき種の存続という目標のみが掲げられるが、人間の場合はただ生きることのみが目的ではなく人生に意味を見出そうとする。その人間特有の生き方が自由として尊重されると解釈されるべきか。だが乳児や植物状態で意識のない人などは自分が人間であるという自覚がないと考えられる。そのような人間の生は尊重されないという結論を導きかねない。

第3章 所有の正義

3.1 ロックの所有権論

ノージックの所有権を絶対視する理論はロックの私的所有に関する理論を基礎としている。ロックは無主物に自分の労働を加えることによって所有権が発生する⁶と考えた。そして他者のためにも十分に残さなければならない⁷という但し書きを付けた。

なぜ無主物に自分の労働を加えることが所有権を発生させることになるのか。ロックは次のように説明する。人は誰でも自分自身の体に対する固有権を持ち、自分自身の体の動き、すなわち労働も自分の所有物であるから無主物に自身の労働を混入させれば自分の所有物となる⁸。

ノージックとロックのそれぞれの議論には大きな違いがある。ロックはキリスト教的価値観により神は世界を全人類に共有物として与えた⁹と考えているが、ノージックはそのような宗教的価値観を背景にしておらずロックが与えるような所有権の導出を伴っていないこと¹⁰がロールズによって指摘されている。そしてロックは資産が有り余る者は困窮する者に分け与えなければならない¹¹と主張している点でノージックの自由尊重主義と反している。

このようにロックとノージックの所有権論は前提が異なり同一視することはできない。ノージックはロックの所有権論の表層を述べているのに過ぎないように考えられる。

3.2 権原理論

6 ジョン・ロック『統治二論』326-9頁。

7 ロック、1690、326頁。

8 ロック、1690、326頁。

9 ロック、1690、332頁。

10 ジョン・ロールズ『政治哲学史講義 I』209-10頁。

11 ロック、1690、90-1頁。

人が正当に物を所有できるのは 3 つの方法しかないと言っただことは主張する。1 つは誰にも所有されていない物の獲得であり「獲得の正義」と呼ぶ。2 つ目は物を正当に所持する人から別の人への合意に基づいた移転であり「移転の正義」と呼ぶ。そして 3 つ目が所有していた物が窃盗などの不正な手段によって他者の手に渡った場合にその物を本来の持ち主のもとに戻す「匡正の正義」がある。これがノージックの考える権原理論である。

「獲得の正義」はロックの所有権論を基礎としている。

「匡正の正義」は次のような疑問が投げかけられる。先祖が他者から強奪した土地に住む人 A はその土地の所有権を持たないことになるが、強奪された者の子孫 B はその土地の返還を請求する権利を持つのか。B 氏は自分の所有物が奪われたわけではないから返還請求権は持たないのか。だが A 氏も不正な手段によって手に入れた土地を先祖から贈られたから所有権を持たない。果たしてこの土地は誰の所有物になるのかが分からない。ノージックはこの論点に気づいてはいるが明確な答えを出していない。

3.3 パタン付き配分原理の誤り

配分的正義について論じるとき富の分配は各人の道徳的功績や努力あるいは必要といった何らかのパタンに基づいて正しくなされるべきだと論じられることが多いが、そのようなパタンは存在しないとノージックは考える。権原理論はパタン付きではなく、「各人からはその者が提供する気になるものに応じて調達し、各人へはその者が与える気になるものに応じて与えよ¹²⁾」、と主張する。

そして自由は全てのパタンを崩壊させる。あらかじめ生活に必要なものが全て満たされている社会を想定する。その中で人々が贈与や余分な労働によって更なる富を得ることは富の配分パタンを崩壊させるがなぜそのことを禁止できるのだろうか。パタンを崩壊させないようにすることは常に人々の生活に国家の介入が必要となり、それは個人の自由への重大な侵害である。

3.4 所得税は強制労働と同じか

人々の自由な経済活動によりパタンは維持できないためパタン付き配分原理は国家による富の再配分を必然的なものとする。再配分は権原理論からすると獲得、移転、匡正の正義のいずれにも当てはまらないため権利の侵害である。

勤労収入への課税は強制労働と変わりがない¹³⁾とノージックは強く主張する。所得に課税することに賛成する人は貧しい人々に強制労働をさせてそれを彼らの収入とすることにも賛成するのか。

¹²⁾ ノージック、1974、271 頁。

¹³⁾ ノージック、1974、284 頁。

またノージックは金のかかる趣味を持つ人にだけ重い税負担を課すことは不公平であると主張した。物質的・消費的欲求を強く持つ人はそのような欲求を持たない人に比べて高い収入を得る必要があるが、その分多くの税金を納めなければならない。再配分を行うためにそのような欲求や選好を持つ人々にだけ負担を課すことは理不尽であるとノージックは主張する。

課税を強制労働と同一視することは正確ではないと考えられる。なぜなら近代社会では職業選択の自由は認められており、退職の自由もある。所得への課税は確かに自由を侵害するがそれは強制労働と同じくらい重大な侵害とは言えない¹⁴と指摘される。また人の趣味によって課税の負担度が異なるのは理不尽であるという主張も正確性に欠く。必ずしも全ての人が趣味のために富を得るわけではない。高い収入を得るようになった結果として金のかかる趣味を好むようになったとも言えるのではないか。

第4章 ノージックのロールズ批判

ジョン・ロールズ(1921-2002)はリベラリズムの代表的論者であり、正義の二原理により国家の再配分機能を正当化した。社会全体の善を最大化することを目的とする功利主義に対抗し人を手段ではなく目的として扱うことを論じるカントの理論を基礎としている点¹⁵においてはノージックと共通するが、基本的には彼の理論はノージックの最小国家論とは対立する。ノージックはロールズをどのような着眼点をもって批判したのかそしてその批判は正当なものであるのか本章で確認する。

4.1 社会的協同

ロールズの理論は社会を相互の有利化を目指す共同事業¹⁶だということを前提にしており、これを社会的協同と呼ぶ。社会的協同は人間が単独で生きていかなければならないような利益を生むことにおいて利益の一致があり、共同によって生み出された余剰生産物がどのように分配されるか問題になることにおいて利益の衝突がある。配分的正義の問題は社会的協同の便益と負担の適切な分配を定めることをロールズは指摘する¹⁷。

4.2 ロールズの正義の二原理

ロールズは人々が無知のヴェール¹⁸に覆われた原初状態において最悪の事態を避けるために正義の二原理に合意すると考えた。正義の二原理とは次のようなものである。

¹⁴ ウルフ、1994、151頁。

¹⁵ ジョン・ロールズ『正義論』iv、v。

¹⁶ ロールズ、1971、4頁。

¹⁷ ロールズ、1971、4頁。

¹⁸ 自分の社会的立場や資産状況、知性、体力などの情報が何もない状態(ロールズ、1971、105-106頁)。

第一原理：各人は、他の人々の同様な自由の図式と両立する平等な基本的自由の最も広汎な図式に対する平等な権利を持つべきである。

第二原理：社会的、経済的不平等は、それらが(a)あらゆる人に有利になると合理的に期待出来て、(b)全ての人に開かれている地位や職務に付随する、といったように取り決められているべきである¹⁹。

第二原理は格差原理とも呼ばれ不平等は最も恵まれない人が有利になる場合にのみ認められることを論じている。不平等があったほうが良いとされるのは社会全体の利益が増加するからではなく恵まれない当事者にとって利益となるからであり、功利主義的発想を否定している。

格差原理は社会の中で恵まれない人にとっては有益だが、経済的に豊かな人にとっては自分の資産を全て自分の望むようには使うことができないため不利益でありこの原理を受け入れる理由がないのではないかと考えられる。そのような批判に対してロールズはこのように答えることができる。個人の所得や社会的地位などは完全に本人の努力によって得られたわけではなく運や生まれ持った環境に左右されることが多く道徳的観念からして恣意的だから格差原理は恵まれた人を不当に差別するわけではない²⁰。人は自分自身の才能といった自然資産を受けるに値しないとロールズは主張する。

4.3 正義の二原理に対するノージックの批判

パタン付き配分原理は国家による個人への絶え間ない干渉が伴うために個人の権利を侵害すると考えるノージックにとっては格差原理も個人の権利を侵害するため受け入れられるものではない。

さらにノージックはロールズの理論を次のように批判した。無知のヴェールに覆われた原初状態の人々はそもそも正義の二原理に同意するのだろうか。原初状態にある人は全員に同じ分配を行う平等原理を採用する可能性が高い。

天から贈られるマンナ²¹のように誰の所有物でもないことが明らかであれば正義の二原理に同意するかもしれないが現実はそうではない。自分が恵まれていると知った人は格差原理に納得するだろうか。格差原理は才能に乏しい者には恩恵を与えるが才能に恵まれた者には恩恵を与えないため中立的ではない。才能のある者はその能力によって他の人々に貢献する。例えばトーマス・エジソンは電球を発明したことで多くの人の生活を便利にし、ウィルト・チェンバレンは類まれな身体能力によってバスケットボールファンを熱狂させ

¹⁹ ロールズ、1971、47頁。

²⁰ ロールズ、1971、56-57頁。

²¹ 旧約聖書で登場する、荒野を行くユダヤ人に天から与えられた食べ物。

た。さらにそれ以上の利益を抜き取ることは正当化されないのではないか。ロールズは才能というものは恣意的なものだから人はそれを受けるに値しないと論じるが、ノージックはロールズが恣意的だと分類するものにも疑問を投げかける。

4.4 「値しないこと」への疑問

人が自然資産を受けるに値しないとしても人はそれに対して権原を有するのではないかとノージックは考える。

原初状態では個人の有する富や才能といったロールズが恣意的だと考えるものが排除されるが、正義の二原理を選択する能力、合理的判断はなぜ原初状態においても人は有しているのか。「恣意的であるものからは何も道徳的重要性を持つものは生じないというのなら、具体的各個人の生存も道徳的重要性を持ちえないことになる²²」とノージックは指摘する。無数の精子の中からどれが卵子に受精するかは偶然によるから我々が生まれたことも道徳的観点からして恣意的であり生存する権利も受けるに値しないことになる。

4.5 ロールズの反論

ロールズはノージックの名前は出してはいないが自由尊重主義からの批判に対して論文の中で次のように反論した²³。ロールズの正義論は公共のシステムを構築するためのものであり、リバタリアンの考える国家は私的結社の一種であり公法体系を生み出すものではないためそもそも前提が異なる。格差原理は公法や法規の公布されたシステムに対して適用されるのであって私人間の取引には適用されない。格差原理は富の配分に対して絶え間ない矯正や私的取引への干渉をもたらすという批判は誤解である²⁴。

だがノージックからすれば権原理論も社会を構築するシステムを含んでいるのであり、課税による再配分を肯定するロールズの理論は所有権への侵害だとして受け入れられないだろう。

第5章 最小国家はユートピアか

5.1 ユートピアの枠としての最小国家

ノージックは最小国家は様々なコミュニティを形成できるユートピアの枠であると主張する。既存のユートピア論は次のような欠陥があったことをノージックは指摘する。第一にかつてのユートピア論者たちは1つの生き方が理想であると考えていたが、現実には様々な考え方を持つ人々が存在し人によって理想は異なる。そしてユートピアの形が1つしか

²² ノージック、1974、373頁。

²³ 仲正昌樹『いまこそロールズに学べ』166-169頁

²⁴ John Rawls, *Political Liberalism*, (Columbia University Press, 1993) 283.

ないのであれば変化や進歩を許さない硬直した社会を生むだろう。ユートピア主義者の描いた社会が良い方向へ変化するならそれは完全なユートピアではなかったということになり、悪い方向へ変化するにしても劣化を許すという点で完全ではなかったということになるからである。そして第二にユートピア論者は彼らの考える社会では何の問題も起こらずに彼らの考えたように運営されると考えている点であまりにも楽観的である。

しかし最小国家は何らかの主義主張を押し付けることはしないので、人々はその中で理想的なコミュニティを築き暮らすことができる。資本主義者たちは賛同者だけで資本主義的社会を、共産主義者は共産主義的社会を築くことができる。そして人は一生そのコミュニティにとどまる必要はなく性分に合わないと感じたらそこから出ていくこともできる。自分にとって最善の社会を選ぶことができる点において最小国家はユートピアであると言える。

ユートピアの枠であっても常に平和とは限らずコミュニティの内部やいくつかのコミュニティ間で平和的に解決できない紛争が起きることもある。そのようなときは支配的保護協会が裁定する必要がある。

5.2 ユートピアの問題点

ただユートピアにも問題点がある。ノージック自身もその問題について指摘している。まずある個人がそのコミュニティから出ていきたいと思っているがそのコミュニティに貸しがある場合にはどうすべきか。例えば彼がそのコミュニティに将来貢献するという条件で構成員の出資によって教育を受けた場合が挙げられる。この場合、彼が成人であり同意のもとでコミュニティに属したなら貸しを返す義務があると考えられるだろう。しかし彼がそこで生まれた子供である場合にはどうなるのか。コミュニティに何らかの義務を負うのはそれに同意した者に限り、子供は除外するという規則を設ければこの問題は解決できる。子供たちは世の中に様々なコミュニティが存在することを何らかの形で知らされる必要があるだろうとノージックは述べる²⁵。それが子供の成長に悪影響を与えるだろうとある立場の人が考える集団（性的に極めて自由な集団、人種差別的言動を行う集団など）だったとしてもその存在は知らせることが公平だろうと考えられる。

またあるコミュニティが意図しない形で他のコミュニティを侵害する場合も考えられる。例えばあるコミュニティが原子力発電所を有していたとしてその発電所が大規模な事故を起こし放射性物質が広範囲に広がり、他のコミュニティも汚染される場合を想定する。このような場合には金銭では賠償しきれないほどの重大な損害を長年にわたって与えることになる。原子力の危険性を認識し一切原子力発電所を持たなかったコミュニティもこのような被害にあうのは不公平だと思われる。ならばそのコミュニティ内部でリスクを背負い

²⁵ ノージック、1974、535 頁

きれない行為は一切禁止すべきなのか。そうすると地球全体の自然環境を壊す可能性があるから石油燃料の使用や生物の捕獲もそれに反対する集団がいる限り禁止されることになる。そうなればユートピアの枠としての最小国家はむしろ不自由な場所となってしまう。しかし人間が生きている限り必ず自然環境に影響を与えているので地球環境を守るという名目で自己に直接悪影響を与えているわけではない人の行動を規制するのは行き過ぎだから認められない。

第6章 最小国家は本当に個人の自由を侵害しないのか

6.1 ノージックの最小国家論のまとめ

ノージックは私的所有権の絶対性から国家による再配分は所有権の侵害だと考え、警察・国防・裁判所の機能のみを有する最小国家こそが個人の自由を一切侵害しない唯一の国家の形態であると考えた。最小国家は誰かが強制的に築くものではなく見えざる手によって自然と成立するのだから何らかの主義主張を押し付けるわけではない。そして個々人の嗜好や主義は異なるのだからそれぞれ自分の望むような共同体を最小国家の中で築けばよい。最小国家はユートピアの枠となるだろうという非常に魅力的な結論をノージックは導いた。だが5章で述べたようにユートピアが本当にすべての人に自由をもたらすとは限らないので既存のユートピア論者と同じようにノージックも楽観的過ぎるように思われる。だが同意なしに課税を行う拡張国家や常に危険にさらされる可能性のある無政府状態よりは個人の権利が守られ、自由な生き方を認められていると考えられる。

6.2 最小国家が権利を侵害する可能性

特定のことをするように強制することは一切しない最小国家は個人の権利を侵害しないとノージックは考えるが本当にそうだろうか。最小国家が個人の権利を侵害する可能性のある具体例を2つ挙げる。

リバタリアンは国家による規制をすべて排除しようとするが、地球の資源を現在生きている人間が全て使ってしまうと将来の世代の生存環境が回復するのが困難な程に悪化してしまう。自分の土地だから最大限の利益を得ようとして無制限に森林を伐採するような行為は将来世代の取り分を不当に搾取することを意味するのではないか。現在生きている人間の自由を最大限に認めると将来世代の人間の権利を侵害することになる。将来世代とはまだ生まれてはいない人間だけではなく現在生まれてはいるが意見を述べることのできないう乳幼児も含む。

またリバタリアンは中絶の自由についてはどう認めるべきか。望まない妊娠の場合に子供を産むことは女性の権利を大きく侵害することになるが中絶を認めると胎児の生きる権利を侵害することになる。胎児には合理的判断力がないから権利主体ではないと見なすべきか。そうなれば胎児でなくとも判断能力のない人は権利を持たないことになる。それと

も責任の度合いから考えるべきか。胎児は自分で望んで生まれるわけではないが女性は妊娠したことに対して何らかの責任があるはずだからこの場合は胎児の権利が尊重され中絶は認められないという結論が導かれる。それは性犯罪による妊娠のケースに当てはめるとあまりに被害者に過酷なように思われる。しかし自由を尊重するのと同じくらい自己責任を重んじる社会ならば後者が認められる可能性も高い。

最小国家の中でさえ個人の権利は侵害されるケースはある。ノージックのように所有権だけが自然権なのだと考えるのではなく人道的配慮から将来世代への配慮や最低限の社会保障により生存権を認めるべきだ²⁶と考えるリバタリアンもいる。この意見は道徳的に思われるが最低限の社会保障だとしても富の再分配が必要となり所有権の侵害であるから認められないのではないか、生まれてもいない人間の権利はどのように導けるのかといった疑問が導かれる。国家による強制を一切認めない徹底したリバタリアンなら次のように考えるだろう。社会保障や環境保護が重要だと考える人が一定数存在するならばそのようなコミュニティが生まれるだろうし、それが他の人々を納得させるほど優れた主張であるならそれを実践する人が増えるだろう。もしそのようなことが問題視されずやがて人類が衰退し絶滅に向かうとしてもそれが人間の権利を行使した結果であり権利を侵害したわけではない。リバタリアニズムは功利主義のように人類がより多く生き残るための政策を実施するようなことはしない。人間の持つ自由を最大限に尊重することが何よりも優先される。

おわりに

ノージックの最小国家論は無政府主義者からも福祉国家主義者からも多くの批判を受けてきた。無政府主義者から見れば最小国家は暴力装置を独占している点で人民を抑圧しているように思われる。福祉国家を支持する者から見れば自由を尊重する代わりに全て自己責任で生きなければならぬ最小国家は人権を軽視しているように思われる。

しかしノージックは決して人間を軽視しているのではなく誰よりも尊重しているからこそ最小国家を提唱したのだと考えられる。個人を手段や道具のように扱うことを決して許さず尊厳ある個人として扱うことができる唯一の国家の在り方が最小国家である。最小国家の枠の中でこそ人間は最善の生き方を選ぶことができるのだと彼は主張した。

ノージックの理論はそのまま受け入れがたい部分をいくつも含んでいる。第2章で述べたようになぜ人間の意味ある生は特別に扱われなければならないのか、第3章で述べた匡正の正義は過去の不正をどこまで遡れるかなど様々な論点が残っている。しかしこれまで論じられたどのような国家の形よりも個人の自己決定権は広く認められており、生まれ持った権利を侵害しない点においては理想的であると考えられる。もちろん現実にこのような国家は存在せず実現させるのは非常に困難だろうが、これからの社会の在り方を考える

²⁶ 森村進『自由はどこまで可能か』197-202頁。

にはノージックの理論は多くの示唆を与えてくれるだろう。

参考文献

- イマヌエル・カント(中山元訳)『道徳形而上の基礎付け』(光文社, 1785)
- ジョン・ロック(加藤節訳)『統治二論』(岩波書店, 1960)
- ロバート・ノージック(嶋津格訳)『アナーキー・国家・ユートピア 国家の正当性とその限界』(木鐸社, 1974)
- ジョン・ロールズ(矢島鈞次監訳)『正義論』(紀伊国屋書店, 1971)
- ジョン・ロールズ(斎藤純一ほか訳)『政治哲学史講義 I』(岩波書店, 2000)
- John.Rawls,*Political Liberalism*, (Colombia University Press, 1993)
- マックス・ウエーバー(中山元訳)『職業としての政治 職業としての学問』(日経 BP 社, 2009)
- ジョナサン・ウルフ(森村進, 森村たまき訳)『ノージック 所有・正義・最小国家』(勁草書房, 1994)
- 関嘉彦責任編集『世界の名著 49 ベンサム/J.S.ミル』(中央公論社, 1979)
- 仲正昌樹『いまこそロールズに学べ』(春秋社, 2013)
- 森村進『自由はどこまで可能か リバタリアニズム入門』(講談社, 2001)